

県の回答（対応状況等）

令和5年6月22日

（ご意見標題） 沖縄伝統音楽箏曲保存会の件に関する問題

（担当課） 沖縄県教育庁文化財課

（ご意見要約）

沖縄伝統音楽箏曲保存会の選考方法について

（回 答）

このたびは、御意見ありがとうございます。御意見について回答いたします。沖縄伝統音楽箏曲保存会の選考方法について、県担当より「選考基準がある」と説明を受けて、保存会側からは「選考基準はない」と回答をいただいたとのことでした。

まず、沖縄県指定無形文化財保持者の基準は、沖縄県文化財の指定・認定・選定及び選択の基準（昭和52年2月7日教育委員会告示第4号）があり、芸能関係の保持者については、県指定無形文化財の保持者の認定基準が以下のように定められています。

- ・ 県指定無形文化財に指定される芸能の技法（以下単に「芸能又は技法」という）を高度に体現できるもの
- ・ 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者

保存会は、上記基準を根拠に候補者の情報を県へ提供しているものと理解しております。

なお、県補助金についてですが、県は沖縄伝統音楽箏曲保存会の「伝承者養成事業」に支出しているところです。

今後とも、当県の文化財保護についてのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。